

平成30年度学校安全計画

1 根拠

(1) 「学校保健安全法」

第27条 (学校安全計画の策定等)

学校においては、児童生徒等の安全確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第28条 (学校環境の安全の確保)

校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(2) 「学校保健安全法施行規則」

第28条 (安全点検)

法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

第29条 (日常における環境の安全)

学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

(3) 「県立学校の安全点検実施要項」(平成25年8月8日)

1 趣旨

平成25年5月28日、県内の県立高等学校において、地面に固定されていない移動可能なサッカーゴールが体育の授業中に倒れ、生徒が下敷きになり死亡するという大変痛ましい事故が発生した。

については、全ての県立学校の安全管理の徹底を図り、再発を防止するため、県教育庁職員が県立学校を訪問し、安全点検を実施する上で必要な事項を定める。

3 安全点検に係る訪問実施期間

平成25年度及び平成26年度の2か年

4 安全点検の内容

(1) 「学校安全計画」

ア 学校安全計画の作成状況

イ 定期安全点検日の設定状況

(2) 「安全点検表」の確認

ア 各学校の実態に即した点検項目の設定及び点検の実施状況

イ 点検の結果に基づく、事後処理等の具体的対策の実施状況

(3) 体育施設設備、備品等の点検

ア 県立高等学校・県立中学校

(ア) 学校作成の学校安全点検表等に基づく実地点検を行う。

2 学校安全計画

月	4月	5月	6月	7・8月	9月
行事	<ul style="list-style-type: none"> 6 始業式 安全点検 9 入学式 10 身体計測 10 オリエンテーション 17 尿検査 13 離・退任式 26 第1回PTA理事会 	<ul style="list-style-type: none"> 2 球技大会 10 生徒総会, 15 尿検査 21-24 中間考査 25 校外学習 ※運動部関東大会予選 	<ul style="list-style-type: none"> 7 耳鼻科検診 19 内科検診 ※運動部総体予選 	<ul style="list-style-type: none"> 2 求人票受付開始 5-10 期末考査 4 第2回PTA理事会 11-13 答案返却 19 大掃除 20 終業式 8/4・5 学校説明会 ※夏季補習 ※インターンシップ 	<ul style="list-style-type: none"> 1 大掃除・始業式 安全点検 28 第3回PTA理事会 28 緑城祭(校内) 29 緑城祭(一般) 29 同窓会総会
と家の庭連他携団体	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭連絡先の確認 ・通学方法の確認 ・春の交通安全運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習安全確認 ・「相談室だより」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「保健だより」(熱中症・食中毒) ・PTA下校時指導 ※9-14 保護者面談 ※9-14 業参観 ※28 開かれた学校づくり委員会 ※照度・水質検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・青間協連絡協議会 ・夏季休業中諸注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・青間協連絡協議会 ・「ミニ集会」 ・秋の交通安全運動 ・「相談室だより」 ※30 開かれた学校づくり委員会
組織活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全強化月間 ・生徒指導連絡協議会 ※マナーアップ隊 ※衛生委員会 ※教育相談情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外の安全状況 ・生徒指導 地区連絡協議会① ※校外清掃 ※マナーアップ隊 ※衛生委員会 ※教育相談情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校警察連絡協議会 ・生徒指導 中高連絡協議会 ※マナーアップ隊 ※衛生委員会 ※教育相談情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導 地区連絡協議会② ・船橋市学校警察連絡委員会 ※校外清掃 ※マナーアップ隊 ※衛生委員会 ※教育相談情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における防災教育強化月間 ・危機管理促進月間 ※マナーアップ隊 ※衛生委員会 ※教育相談情報交換会
安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ・校内生活のルール ・安全確保 ・通学・部活動 ・施設・用具の注意 ・道具(刃物)の使い方 ・管理(施錠等)の仕方 ・調理・体育用具等の安全な使い方 ・既往症等安全上配慮を必要とする生徒の確認 ・通学方法の決定 ・通学路の決定 ・自転車通学許可 ・ステッカー配付 ・緊急避難の確認 ※11-13 一斉指導 ※11-17 面談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症・食中毒予防 ・自転車通学者のマナーについて ・交通ルール ※1-5 一斉指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者対応の確認(盗撮・露出) ・自転車通学 ・施錠等 ・夏季休業中の過ごし方について ※安全教育 ※職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑城祭等のルールの確認 ・安全確保 ・用具の注意事項 ・道具(刃物)の使い方 ・ゴミの分別等 ・自転車通学者のマナーについて ・交通ルール ※5-7 一斉指導 ※4-7 面談週間
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全計画表提示 ・通学路の安全点検 ・危機管理マニュアル ・情報伝達訓練 ・6「安全点検日」 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習安全計画 ・教育相談研修 ・自転車点検 		<ul style="list-style-type: none"> ・校舎内外施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑城祭の安全計画 ・3「安全点検日」

月	10月	11月	12月	1月	2・3月
行事	5 体育祭 16-19 中間考査 25 生徒会役員選挙	6 校外学習 7-10 修学旅行 17 授業練磨の公開日 17 学校説明会	7-12 期末考査 13-17 答案返却 20 大掃除 21 終業式	7 大掃除・始業式 安全点検 28-30 3年期末考査	[2月] 19 卒業認定会議 5 第4回PTA理事会 [3月] 6 入学許可候補者発表 同窓会入会式 7 卒業式 8-13 期末考査 14-18 答案返却 20 大掃除 22 終業式
と家の 庭 連他 携団 体	・PTA環境美化活動 ・「相談室だより」 ※照度・水質検査	・校外学習安全確認 ・PTA下校時指導 ・「相談室だより」 ※16-22 保護者面談 ※中学校訪問	・「保健だより」 (インフルエンザ) ・「相談室だより」	・「相談室だより」 ※18 開かれた 学校づくり委員会	・青間協連絡協議会 ・「候補者説明会」 ・「相談室だより」 ※空気検査
組 織 活 動	・生徒指導 地区連絡協議会③ ・危機管理促進月間 ※マナーアップ隊 ※衛生委員会 ※教育相談情報交換会	・危機管理促進月間 ※校外清掃 ※マナーアップ隊 ※衛生委員会 ※教育相談情報交換会 ※教室ワックスがけ	・生徒指導 地区連絡協議会④ ※マナーアップ隊 ※衛生委員会 ※教育相談情報交換会	※校外清掃 ※マナーアップ隊 ※衛生委員会 ※教育相談情報交換会	・生徒指導 地区連絡協議会⑤ ・分掌年間評価・反省 ※マナーアップ隊 ※衛生委員会 ※教育相談情報交換会
安 全 教 育	・自転車通学指導 ・修学旅行安全確認 ※避難訓練 ※24-26 一斉指導	・校外学習の安全確認	・感染症対策 ・冬季休業中の 過ごし方について ・避難袋の使い方 ・消火器の使い方 ・暖房用具の危険 ※防災訓練 ※安全教育 ※職員研修	・自転車通学指導 ※8-10 一斉指導	・学年末学年はじめ 休業の過ごし方 ※職員研修
安 全 管 理	・安全な修学旅行 ・自転車点検 ・情報伝達訓練	・安全な修学旅行 ・校外学習安全計画 ・通学路の安全点検 ・ストーブ点検	・校舎内外施設点検 ・防災用具の点検 ・暖房時の安全管理	・7「安全点検日」	・安全計画の反省 ・人的管理の評価 ・安全点検の評価 ・新学期の向けて 机、椅子の点検整備 ・防災設備：用具点検

3 安全点検

- (1) 学校安全計画に従い、毎学期1回、安全点検を行うこととし、総務部が主管する。
- (2) 安全点検は、危険箇所等を把握し、改善・修繕の措置を講ずることを目的として実施する。
- (3) 方法

ア 総務部が安全点検日に区域ごとの点検項目を定めた「安全点検表」(別紙)を担当者に配付する。

イ 担当者は、清掃監督時等に点検を行い、「異常なし」の場合は「✓」、「異常あり」の場合は「✕」を記入した上で内容を記述して提出する。

ウ 総務部が危険箇所等を提示するとともに、生徒への注意喚起及び修理等改善の資料とする。